

県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、今年の年末年始は、同居の家族と穏やかに過ごしていただき、密になりやすい状況を避けるため、旅行などの「分散化」「小規模化」に協力を促し、県民の支えあいの心で身近な宿泊や観光を楽しんでいただくとともに、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染者拡大を受け、観光庁が実施するGoToトラベルキャンペーンの一時停止等から、宿泊予約の落ち込みを回復するため、長野県内在住者（在留外国人を含む。以下「県内在住者」という。）を対象とした宿泊料金の割引を行う事業者に対し、支援を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（事務取扱者）

第2条 （一社）長野県観光機構（以下、「機構」という。）から委託を受けた「新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

（事業内容）

第3条 県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業（以下、「本事業」という。）は、同居する県内在住者（一人の利用を含む。以下同様。）の宿泊料金の割引を実施するものとする。

（対象事業者）

第4条 支援金の交付の対象となる者（以下、「対象事業者」という。）は、事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、対象事業者の指定後に速やかに事業実施が可能であることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示している者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和2年12月1日において現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けている長野県内の施設（以下、「宿泊事業者」という。）であり、宿泊時に宿泊者が同居する県内在住者であることを確認できる者
- (2) 令和2年12月1日において現に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第22条第1項に規定する登録を受けている長野県内の施設（以下、「宿泊事業者」という。）であり、宿泊時に宿泊者が同居する県内在住者であることを確認できる者

（支援金対象経費）

第5条 宿泊旅行割引については、県内在住者かつ同居の家族（一人の利用を含む）が長野県内に1泊以上する宿泊旅行代金とする。

- 2 一施設あたりの上限泊数は、600人泊とする。
- 3 対象事業者は、本事業であることを明らかにするため、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。
- 4 第1項及び第2項に定める対象経費の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。
 - (1) 国、長野県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの
 - (2) 国、長野県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
 - (3) 宿泊を伴う旅行の催行の実現性が低いと判断されるもの
 - (4) その他、長野県、機構及び事務局が不相当と認めるもの
- 5 対象事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮すること。また、対象事業者は、本事業の割引に際して、旅行者が長野県民でありかつ同居の家族であることの確認を行うこと。

(宿泊支援金の額)

第6条 宿泊支援金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊代金が1人1泊当たり10,000円以上の場合1人1泊当たり5,000円
 - (2) 宿泊代金が1人1泊当たり5,000円以上10,000円未満の場合1人1泊当たり3,000円
- 2 一人1宿泊旅行あたり2泊までとする。

(支援金対象者)

第7条 宿泊代金の割引を行う対象者は、同居する県内在住者であり、長野県が作成する「安心旅人宣言カード」の提示など感染防止に協力が得られる者に限る。

(宿泊支援金交付対象期間)

第8条 本事業の宿泊対象となる期間は、令和2年12月28日(月)(チェックイン)から令和3年1月11日(月)(チェックイン)までの宿泊分とする。ただし対象となるのは、上記の宿泊分のうち令和2年12月23日(水)以降に予約された新規の予約分に限る。

(対象事業者登録申込)

第9条 対象事業者となろうとする者は、次の書類を事務局へ提出するものとする。ただし、長野県民支えあい観光産業緊急支援事業に参画している事業者については、継続できるものとし、県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業参加申込書(別紙)を事務局に提出することとする。

申請書類
県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業 対象事業者指定申込書(様式第1号)

(対象事業者の指定の通知)

第10条 事務局は、対象事業者指定申込内容を確認の上、対象事業者を登録し、県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業 対象事業者登録完了通知書(様式第2号)により対象事業者に通知する。

- 2 申請書類を審査した結果、対象事業者の登録を行わない場合には、県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業 対象事業者指定登録 不採択通知書(様式第3号)により通知する。

(取組の中止)

第11条 支援金対象事業者登録完了通知後に、次に掲げる事由により、長野県、長野県観光機構及び事務局は対象事業者に対し取組の中止を通知することができる。

- (1) 対象事業者が第15条の規定に反する等、本要綱の規定に違反した場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症の再流行などにより、旅行者、県民の安全に重大な支障が生じる恐れがあると長野県が判断した場合
- (3) その他の事由により、県が中止と判断した場合

- 2 事務局は、上記の事由により対象事業者に中止を求める場合は、県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業中止通知書(様式第4号)により通知する。

(実績報告)

第12条 対象事業者は、当該事業の全てが完了したときは、県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに事務局に提出することとする。ただし、精算申請専用フォームから申請をする場合には、実績報告書(様式5号)は、不要とする。

- (1) 県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業 実績内訳シート(様式第6号)
- (2) 宿泊の実績及び割引をした実績が証明できる書類(県民限定「県民支えあい 家族宿泊割」事業割引確認書)

(3) その他事務局が必要と認めるもの

(支援金の請求)

第13条 対象事業者は、前条の実績報告書にあわせて請求書（様式第7号）を提出することとする。提出期限は別に定める日までとする。ただし精算申請フォームからの申請をする場合には、請求書（様式第7号）の提出は不要とする。

(支援金の支払等)

第14条 第13条の規定による支援金の請求があった場合、事務局が対象事業者の実施報告書及び第12条第1号から第3号に掲げる書類を照合し、請求内容を確認のうえ、事務局が適正な請求書を受理したときは、すみやかに対象事業者に支援金を支払うものとする。

(支援金の交付条件)

第15条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 対象事業者は、支援事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。
- (3) 対象事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 旅行商品、宿泊商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売を禁止すること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- (6) 支援金の交付の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 対象事業者は、前号の（イ）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

(状況報告及び調査)

第16条 機構及び事務局は必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

(支援金の支払停止)

第17条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録、請求を行った場合、機構は支援金の全部又は一部の支払を停止することができる。

(支援金の返還)

第18条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録、請求を行った場合、機構は支払済みの支援金についてその返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、機構が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止)

第19条 事務局及び対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、機構と事務局で協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和2年12月23日から施行する

この要綱は、令和2年12月24日から施行する